

亀山市公告第93号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告する。

令和3年12月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する事項

- (1) 市有財産の貸付け（窓口案内表示システムの設置場所）
- (2) 物件 亀山市役所本庁舎1階部分の一部
- (3) 貸付期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加の申込み

入札参加希望者は、次のとおり参加申込書兼誓約書を提出して、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに参加申込書兼誓約書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効とする。

(1) 提出期間

令和3年12月1日（水）から同月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所1階 生活文化部市民課

(3) 提出方法

郵送又は持参

3 入札に関する質問

参加申込書兼誓約書を提出した者は、当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、電話、口頭等個別では受け付けない。

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

令和3年12月1日（水）から同月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市役所1階 生活文化部市民課

ウ 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによる。なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず着信の確認をすること。

ファクシミリ 0595-82-1434

電子メール koseki@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5004

(2) 質問に対する回答

回答方法 令和3年12月15日(水)午後5時までに、参加申込書兼誓約書を提出した者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

4 入札書の提出

入札書の提出は、入札書到達日を配達指定日とした上で一般書留又は簡易書留による郵送又は持参により提出すること。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

(1) 郵送により提出する場合の入札書到達日(配達指定日)及び送付先は、次のとおりとする。

ア 入札書到達日(配達指定日)

令和3年12月23日(木)

イ 送付先

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市長(亀山市生活文化部市民課)

(2) 持参により提出する場合の提出期限及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和3年12月20日(月)午後5時15分

イ 提出場所

亀山市本丸町577番地
亀山市役所1階 生活文化部市民課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和3年12月24日(金) 午前10時

(2) 開札の日時

令和3年12月24日(金) 入札後直ちに実施

(3) 入札及び開札の場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所1階 生活文化部市民課

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

7 入札者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加できる者は、参加申込書兼誓約書を提出した日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件を満たしている者とする。

(1) 亀山市広告掲載基準(平成24年4月1日施行)第4条に定める業種又は事業者に該当しない者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(3) 過去3年間において国及び地方公共団体において、本事業と同等の事業実績を有している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及び構成員等でない者

(5) 亀山市及び本店の所在する市町村において市税等の滞納がない者

8 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、亀山市契約規則(平成18年亀山市規則第5号)第13条各号のいずれかに該当する入札を行った者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消すものとする。

なお、参加資格を確認された者であっても、参加申込書兼誓約書の提出日から落札決定日までの期間中に、7の入札者に必要な資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、参加資格のない者に該当する者とする。

9 予定価格(最低貸付価格)

600,000円（5年間分の貸付料（税抜き））

10 その他

詳細は、亀山市広告付き窓口案内表示システム設置事業者募集要領による。